

飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み①

総合相談業務

地域包括支援センターを市内全域に11箇所設置し、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関に繋ぐことで、介護負担の軽減を図っています。

	R3	R4	R5
全体相談件数	8,652件	9,243件	9,905件

相談、通報等による対応

虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応しています。虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を交えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策（分離・見守り・養護者への助言等）の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行っています。

	R3	R4	R5
虐待（疑い含む）通報件数	17件	26件	42件
虐待認定件数	1件	9件	8件

飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み②

周知や啓発

高齢者虐待防止等について周知、啓発に努めています。
市報（地域包括支援センターだより）に高齢者虐待の防止について掲載しています。

	R3	R4	R5
掲載回数	1回	1回	1回

認知症への理解・対応 ①

認知症の症状悪化が高齢者虐待の原因になることもあることから、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、どのような支援を受けることができるかがわかるよう、具体的な支援の内容、相談窓口、医療機関等を掲載している認知症ケアパスを配布しています。

	R3	R4	R5
ケアパス配布部数	1,908冊	2,432冊	2,830冊

認知症への理解・対応 ②

認知症に対する普及啓発及び認知症を支える地域づくりの一環として、認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を実施しています。

	R3	R4	R5
講座回数（受講者人数）	13回（284人）	28回（515人）	41回（1,194人）

飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み③

認知症への理解・対応 ③

認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場所であるオレンジカフェ（認知症カフェ）は、さまざまな手法を凝らして実施されており、オレンジカフェの開設に取り組む団体を支援しています。

	R3	R4	R5
オレンジカフェ設置数	10カ所	11カ所	11カ所

認知症への理解・対応 ④

認知症に対する知識の普及啓発のため各種イベントや研修会の周知・啓発
 飯塚記念病院（福岡県認知症医療センター）主催による「一般市民&専門職向け研修会」（年4回）
 及び認知症啓発イベント
 その他、認知症の人と家族の会いづか主催のイベント等

高齢者及び介護者の在宅生活支援体制

多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図っています。

	R3	R4	R5
参加者数（回数）	598人（4回）	561人（4回）	281人（2回）

高齢者虐待防止への取組について（介護保険施設等）

①市内介護保険施設における虐待認定件数の推移

年度	苦情受付件数	内、虐待の疑いがあるとした件数	虐待認定件数
令和3年	33件	3件	1件
令和4年	84件	5件	0件
令和5年	66件	5件	3件

■虐待種別認定内訳（重複あり）

身体的虐待 2 件、介護・世話の放棄・放任 1 件、心理的虐待 1 件、経済的虐待 1 件

②介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員の活動について～

- ・施設（事業所等）について毎月 1 回程度の訪問を通年で行います。
- ・令和6年度は65カ所の施設（事業所等）を訪問先として活動します。
- ・介護保険サービス提供以外の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も介護サービス相談員派遣先の対象施設としています。
- ・サービス利用者とサービス提供事業者の橋渡し役となることにより、虐待の早期発見と防止に貢献します。

■派遣回数（年間）

各事業所の感染防止対策に応じて受入可能な施設（事業所）へ訪問しています。

年度	派遣回数	訪問施設（事業所数）
令和3年	0回	0カ所
令和4年	183回	68カ所
令和5年	607回	52カ所

③虐待防止に向けた取組

■集団指導

年 1 回開催の本研修会において「高齢者虐待防止・身体拘束」についての研修を実施

■虐待防止に関する研修会を実施

令和6年度「高齢者虐待防止研修会」開催予定
(11.13実施予定)

■運営指導における高齢者虐待防止への取組の確認

■令和6年度介護報酬改定における改定事項

1. 虐待防止の取組

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催（定期的開催）
- ・高齢者虐待防止に関する指針の整備
- ・高齢者虐待防止に関する研修の実施
- ・虐待防止に関する担当者の選任

2. 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に直接かかわる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については当該研修の受講が必要

■「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」により、

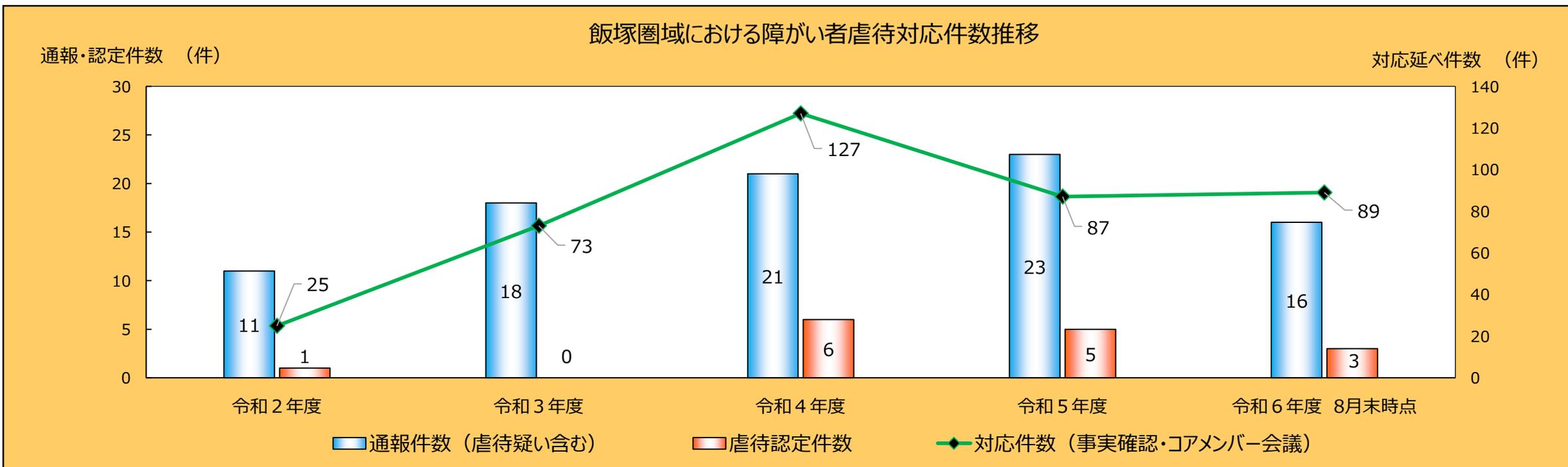
「指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」と定められています。

障がい者虐待の防止について

飯塚市 福祉部 社会・障がい者福祉課

飯塚圏域における障がい者虐待の実情

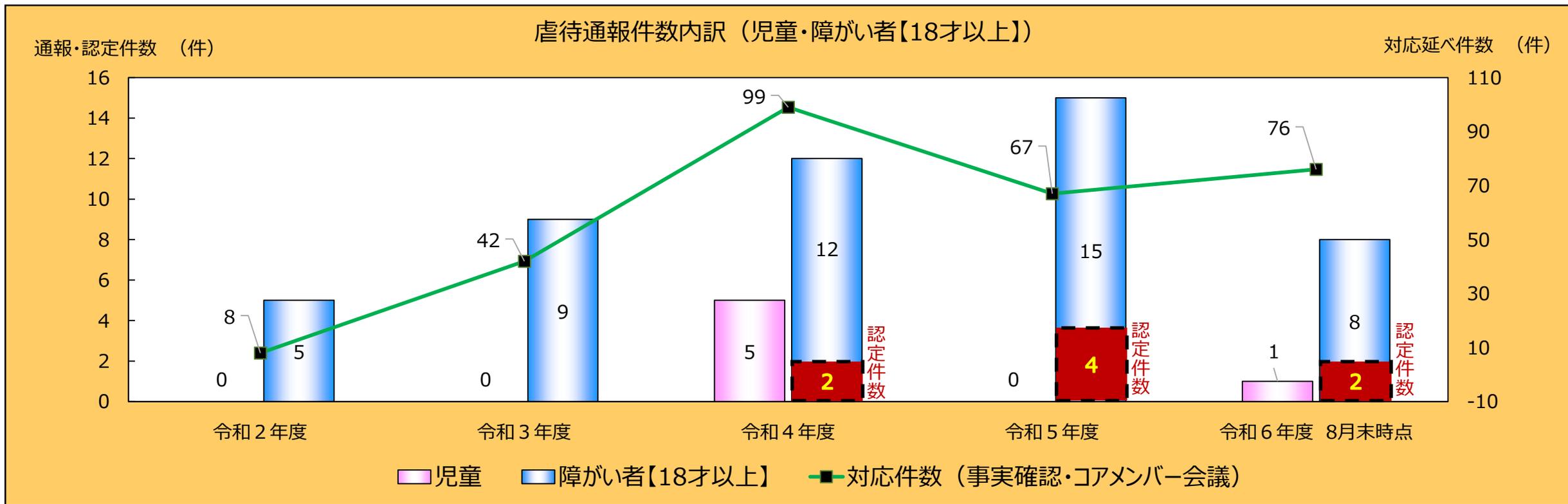
飯塚圏域および虐待防止センターにて虐待に関する**通報窓口を設置**しております。通報があった際には、**緊急性の有無を判断**し、各ケースごとに**コアメンバー会議**を開催し、必要に応じて**事実確認**を実施し、ケースごとに対応（事業所への改善報告依頼、養護者との分離等）を行っております。



通報件数・認定件数・対応件数

→ **増加傾向**にあり、令和6年度現在時点で通報16件、認定3件、対応89件となっている。

飯塚市における障がい者虐待の実情



- ✓ 障がい者の通報件数は、**増加傾向**にある。認定件数は令和4年度から横ばいとなっている。
- ✓ 児童（施設従事者）の通報件数は、**令和4年度に5件、令和6年度に1件**となっている。認定件数は、令和2年度から令和6年度現在までで0件。
- ✓ 対応件数は、増加傾向にあり、令和6年度8月末時点で76件となっている。

飯塚圏域における障がい者虐待の予防に関する取り組み

①障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

障がい者虐待防止センターと連携し、圏域内の事業所に対して「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施します。また、県が実施する障がい者虐待防止に係る研修に参加するよう要請します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所への研修 実施件数（各年度実績）	2回	2回	5回	5回

②飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおける研修会

飯塚圏域内の障がい福祉サービス事業所等の従事者に障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待を見つけたときには行政担当課及び障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導します。

	障害者支援施設	通所事業所	児童通所事業所	相談支援事業所等
障がい福祉サービス施設連絡協議会 参加者数（令和6年度）	32人	31人	24人	21人

	児童通所事業所	保育所・幼稚園	教育機関	医療機関	相談支援事業所	行政機関	その他
子ども部会研修会 参加者数（令和6年度）	69人	52人	23人	19人	7人	30人	30人

飯塚市における障がい者虐待の予防に関する取り組み

指定特定相談支援事業所に対する集団指導

市内の指定特定相談支援事業所の集団指導において障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待を見つけたときには市及び障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導します。

	令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（各年度実績）	1回	1回	1回	1回

障がい者虐待防止センターの設置・取組

- 飯塚圏域では、障がいのある方などのご相談を受け付けている障がい者基幹相談支援センター内に、障がい者虐待に関する相談、通報等の窓口【障がい者虐待防止センター】を設置しています。

障がい者虐待防止センターの機能

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（法第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（法第32条第2項第2号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（法第32条第2項第3号）

障がい者虐待に関する通報又は届出

- (1) 365日・24時間の受付体制を整備
電話 0948-43-9977
FAX 0948-43-9974
E-MAIL gyakutai@ezweb.ne.jp
- (2) 専門職員の配置
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士

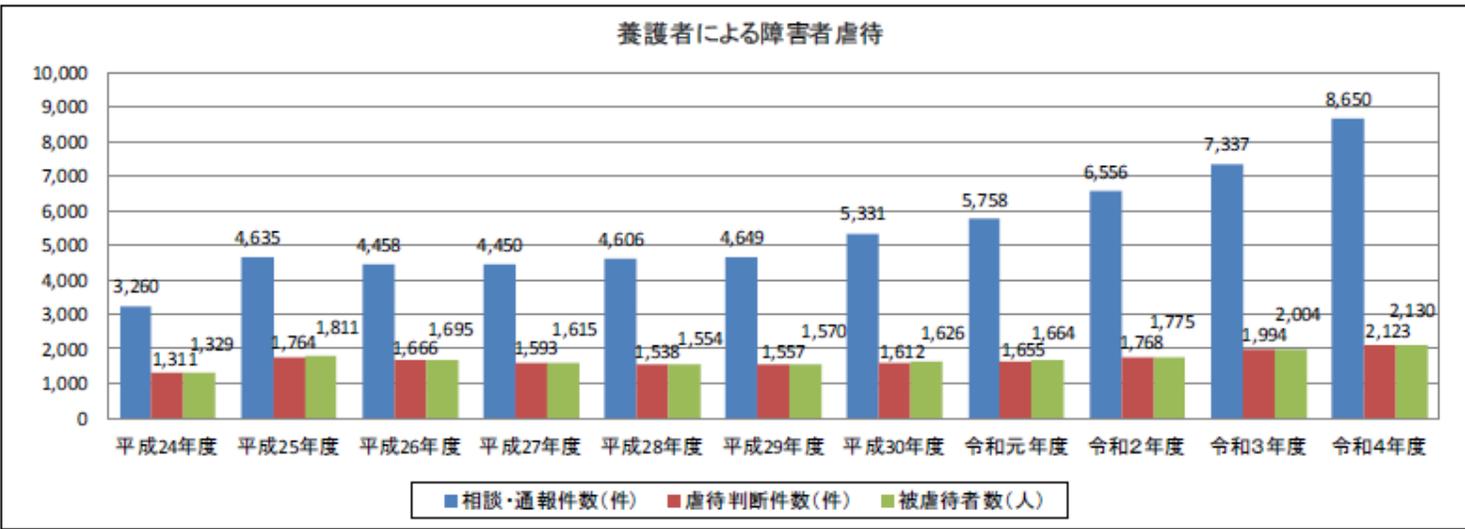
障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談指導及び助言

通報・届出に対する安全確認や事実確認

障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

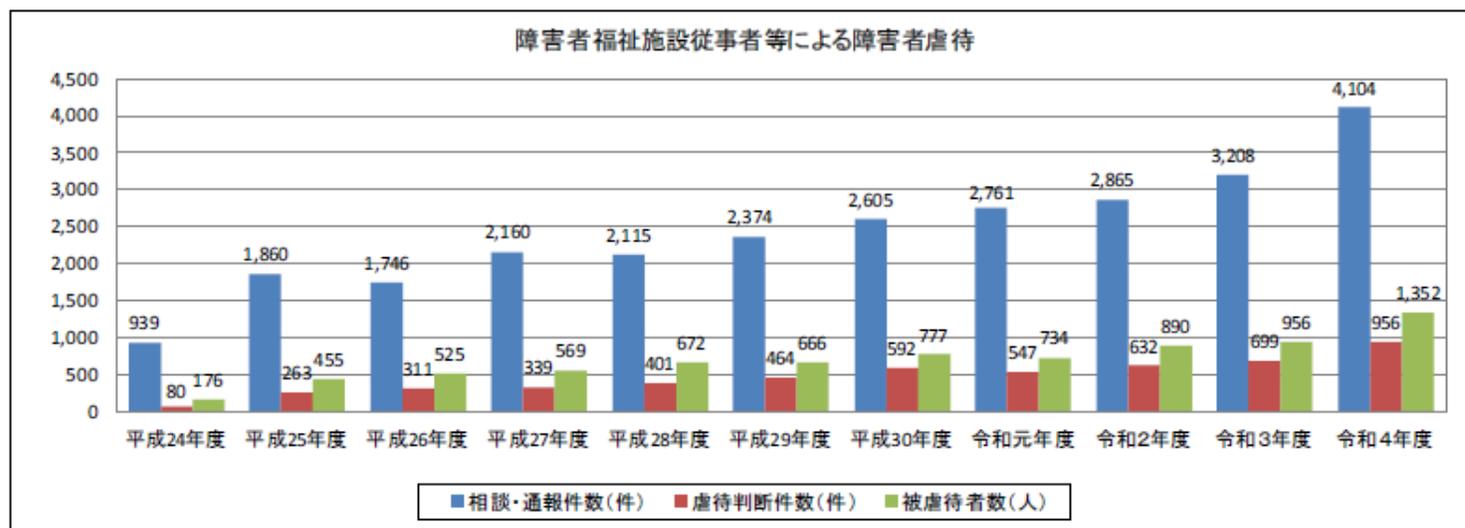
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の理解のための研修の実施

障がい者虐待の現状（全国 ①養護者・②施設従事者）



* 平成24年度は下半期みのデータ

- 令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件。虐待判断件数においては、2,123件となっており、**増加傾向**にある。
- 令和4年度の被虐待者数は2,130人。

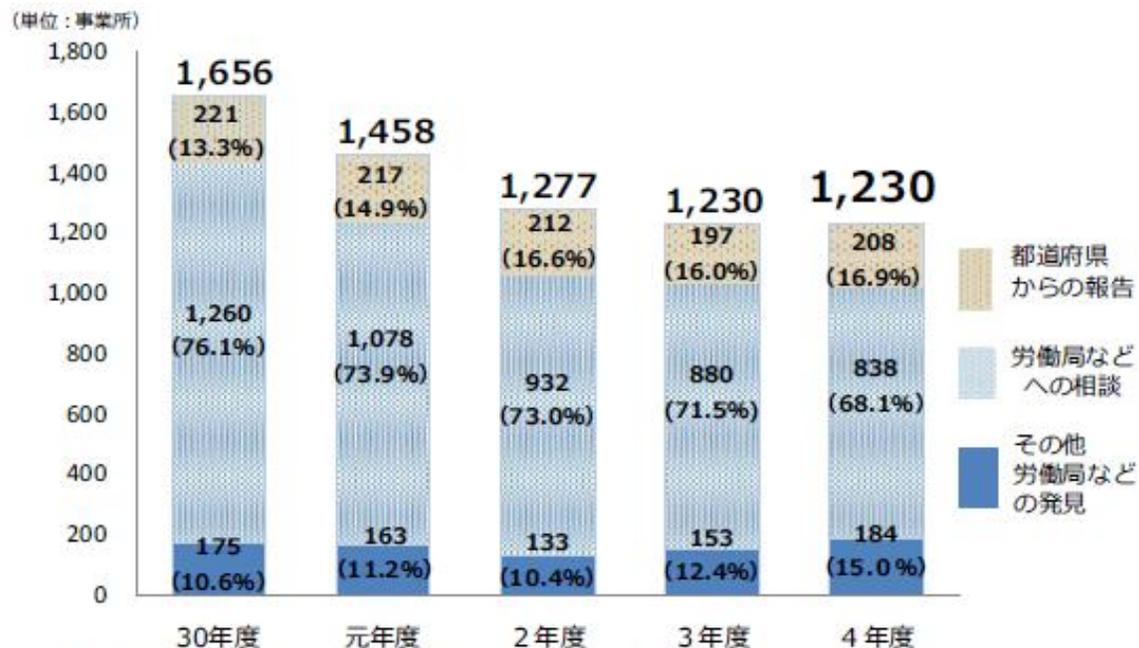


* 平成24年度は下半期みのデータ

- 令和4年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件。虐待判断件数においては、956件となっており、**増加傾向**にある。
- 令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障がい者虐待の現状（全国 ③使用者）

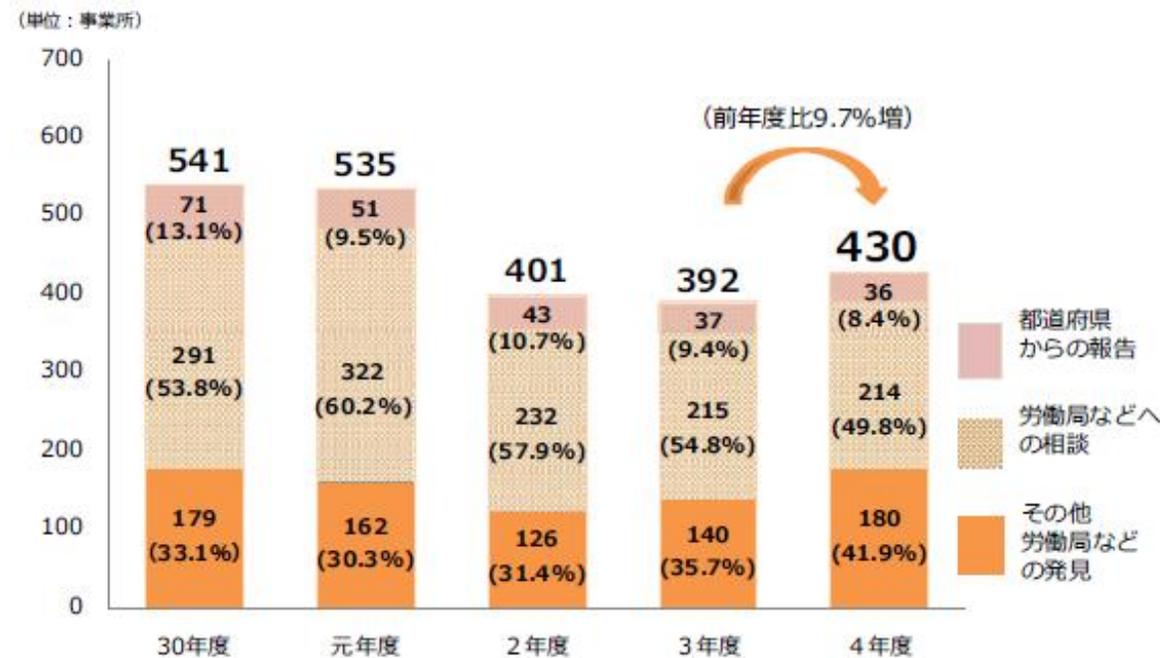
通報・届け出のあった事業所数（把握の端緒別）



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

通報・届け出のあった事業所数においては、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の事業所数は1,230件となっている。

虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）

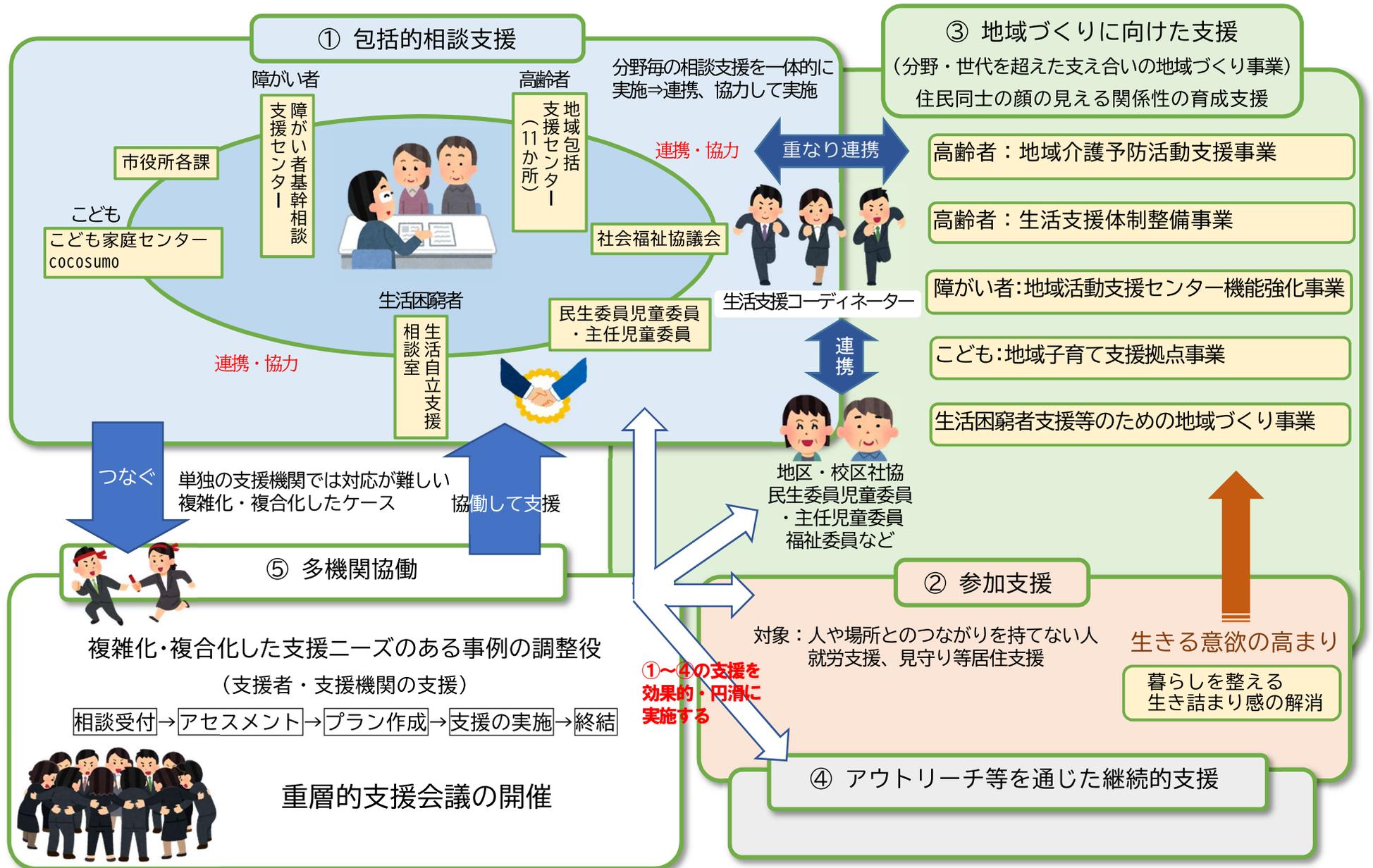


■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

虐待が認められた事業所数においても、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の虐待認定は430事業所となっている。

飯塚市における重層的支援体制整備事業（全体イメージ）

※5つの事業を一体的に実施



飯塚市重層的支援体制整備事業に伴う移行準備事業における虐待への取組

福祉文教委員会資料
令和6年11月12日提出

①支援会議（模擬）の実施

個人情報利用について本人の同意が得られていないケース。
会議の構成員に守秘義務を課すことで潜在的な地域生活課題を抱える人に関する情報の共有等が可能となり、地域における支援関係機関等がそれぞれ把握していても支援が届いていない人について情報共有し、対応方法を検討することで必要な支援へつないでいきます。

年度別	件数	支援会議の開催回数	左記件数の内、虐待の疑いがある事案			
			件数	関連する分野	虐待（疑い）の内容	被害者の分野
令和5年度 （実績）	2件	7回	1件	こども、高齢、障がい、生活困窮	ケース①（暴力行為） 子が母に対する暴力行為の疑い	高齢
令和6年度 （R6. 10. 31時点）	5件	7回	1件	高齢、障がい、生活困窮	ケース⑥（年金搾取、介護放棄） 子が母に対する年金搾取、介護放棄の疑い	高齢

②重層的支援会議（模擬）の実施

個人情報利用について本人の同意が得られているケース。
当事業の支援が適切かつ円滑に実施するために開催するものであり、支援プランの適切性の協議、支援プランの評価、社会資源の把握と開発に向けた検討を実施することで必要な支援へつないでいきます。

年度別	件数	重層会議の開催回数	左記件数の内、虐待の疑いがある事案			
			件数	関連する分野	虐待（疑い）の内容	被害者の分野
令和5年度 （実績）	0件	0回	0件	—	—	—
令和6年度 （R6. 10. 31時点）	1件	1回	0件	—	—	—



重層的支援体制整備事業・移行準備事業

誰一人取り残さない社会に向けて

— つながり・重なり・支え合う地域共生社会へ —

重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）とは、社会福祉法の改正に伴い、国により令和3年度から新たに創設された事業です。

ひきこもりや介護と育児のダブルケア等、複雑・複合化した課題に対して、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添い、“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現を目指しています。

複雑・複合化課題

ひきこもり、ダブルケア、不登校、ヤングケアラー、生活困窮、育児・介護放棄、ごみ屋敷、その他対応が難しい個々の地域生活課題

重層事業の3つの支援

包括的相談支援

どんな相談でも断らない

困りごとや悩みをすべて受け容れる支援



参加支援

どんな状況でもひとりぼっちにしない

孤立させない、つなぐ支援



地域づくり支援

どんな人でも仲間外れにしない

多様な生き方を尊重する地域づくり支援



【重層事業は世代や属性、分野を越えてつながる多機関協働（ヨコ串の多職種連携）の仕組みによる支援活動を目指しています。】



高齢者の支援機関

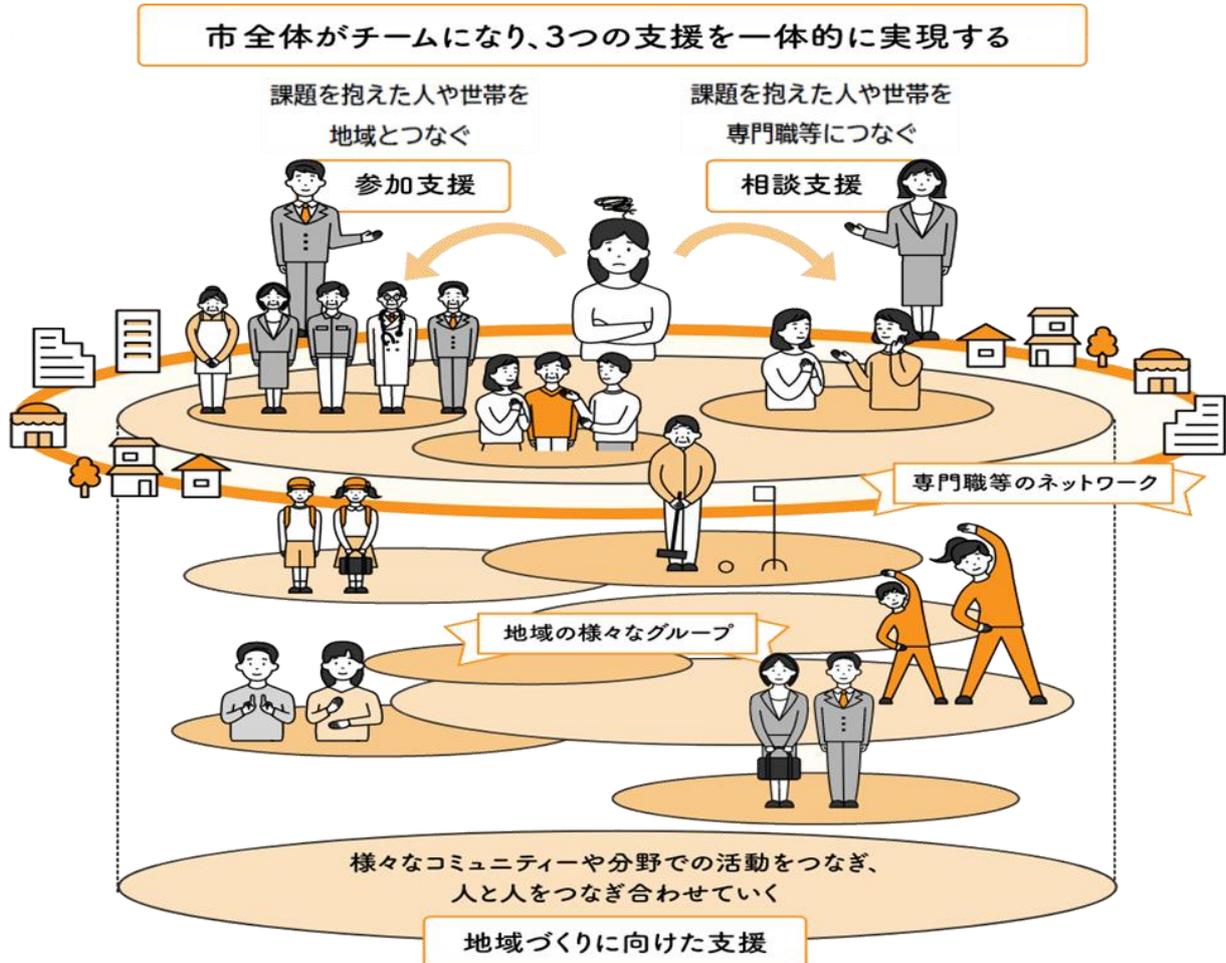
障がい児・者の支援機関

子どもの支援機関

生活困窮者の支援機関

じゅうそうてき し えんたいせいせいび しぎょう
 「重層的支援体制整備事業」ってなに？

「重層的支援体制整備事業」は、市全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制では対応が困難な「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。



重層的支援体制整備事業のイメージ図（出典：厚生労働省 HP）一部改変

【重層的支援体制整備事業の「3つの支援（事業）」ってなに？】

支援事業名	内容
包括的相談支援事業 (属性を問わない相談支援事業)	各相談窓口で、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援機関につながります。また、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業者（※）につながります。
参加支援事業	社会とのつながりを作るための支援を行います。本人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくりに取り組み、本人へのフォローアップと受入れ先の支援を行います。
地域づくりに向けた支援事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。地域の資源を活用し、本人のニーズにあった居場所や就労体験先等を提供することで、社会参加を継続的に支援します。既存の制度や資源で対応できない場合、新たな地域の資源開発を進めます。

（※）多機関協働事業者

市全体で包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の中核的な役割を担う機関で、複雑化・複合化した課題について、各関係機関と支援の方向性や役割分担等について話し合いを行います。

あなたの心配ごと、家族やご近所の心配ごとを まずは相談してみましよう



～相談支援窓口一覧～



	相談支援機関	所在地	連絡先
高齢者・介護に関すること	地域包括支援センター ※担当の地区は裏面をご覧ください	_____	_____
障がい児・者に関すること	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター (兼飯塚圏域障がい者虐待防止センター)	飯塚市役所穂波庁舎4階	0948 (43)4006
子ども・子育てに関すること	こども家庭センターここすも (飯塚市こども家庭課こども家庭相談係)	飯塚市役所本庁舎1階	0948 (26)7733
生活困窮等に関すること	飯塚市生活自立支援相談室	飯塚市役所本庁舎4階	0948 (30)2610
各相談支援機関間の連絡 及び調整等に関すること	飯塚市重層事業・多機関協働事業者	飯塚市社会福祉協議会 本所 社協改革連携室	0948 (23)2210 内線(11)



各担当機関で解決できない場合やご相談内容に応じて、重層事業担当の専任相談員等が電話や家庭訪問で、あなたのお悩みをじっくりお聞きして、一緒に解決に向けたサポートをいたします。



お問合せ先：社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 社協改革連携室
(重層的支援体制整備事業・移行準備事業担当) ☎0948(23)2210

※飯塚市の重層事業は、(社福)飯塚市社会福祉協議会が同市から委託を受けて令和7年度からの本格実施に向けた移行準備に取り組んでいます。

重層事業は「地域共生社会」の実現をめざして、SDGs (国連の「持続可能な開発目標」)に掲げる17の目標のうち、とくに3つの目標(右図)にも関わっています。



【高齢者・介護に関する相談】

飯塚市内の地域包括支援センターと担当地区（自治会）

名 称	担当地区（自治会）
地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚 電話：0948-22-5566	愛宕団地、市の間、柏の森、旧芳雄、新飯塚西、新飯塚東、鯉田浦田、鯉田蛭子町、鯉田上町、鯉田栗尾、鯉田篠田、鯉田新町、鯉田箕子町、鯉田畝割、鯉田東町、鯉田本町、鯉田南町、鯉田柳町、芳雄
穂波東地域包括支援センター 電話：0948-26-6761	秋松、神ノ浦、神ノ浦浦田、大陣、忠隈一区・二区、忠隈泉町、忠隈浦田、忠隈北区、忠営、忠営二区・三区、平恒、平恒新町、平恒中野、平恒原口、平恒本町、堀池、堀池東、松ヶ瀬、南尾、南尾二区、南尾迎坂、楽市、楽市東区
二瀬地域包括支援センター コスモス苑 電話：0948-21-5511	相田、相田団地、旭ヶ丘、伊川、伊川乙丸、上相田、ガーデンヒルズ、けやき台、新相田、新栄町、新高雄、新二瀬、高雄区、中央区、西伊岐須、西川津、西新町、西横田、東伊川、東伊岐須、東川津、東新町、東横田、二瀬本町、南伊川、南横田
穂波西地域包括支援センター つばき苑 電話：0948-23-8124	秋松西、枝国一区・二区・三区、小正一区・二区・三区、小正浦の原、小正高畑、小正水落、久保白、舍利蔵、振興、高田、太郎丸一区・二区、津原、椿、天道、日鉄枝国、弁分、弁分彼岸原、本谷、見田、椋本、安恒、若菜
筑穂地域包括支援センター 電話：0948-72-3155	阿恵、出雲東、うぐいす台、鶯塚、浦田、大野、片山、嘉穂、上揚、北古賀、切畑、楠台、久保山、黒石、桑曲、氷屋、三町、下揚、大分、大分駅西、大分駅前団地、筑穂栄町、筑穂元吉、内住本村、長楽寺団地、長尾、長尾東団地、ニュータウン大分、平塚、馬敷、山口、弥山
地域包括支援センター 太陽の郷 電話：0948-21-2828	上三緒第1・第2・第3・第4、柏の森ヒルズ、山内、下三緒、下三緒団地、東ヶ丘、三緒浦、駅通、木の花、五穀神、昭和通、大新、忠隈、中央通、鶴三緒、南通、元宮
幸袋地域包括支援センター いずみ苑 電話：0948-21-1777	池田、井の浦、大谷町、幸袋新町、幸袋西町、幸袋本町、三軒家、栄町1丁目・2丁目・3丁目、目尾団地、目尾中央、庄司、勝負谷、白旗団地、第二目尾、第二勝負谷、地産、津島、中一、中三、薙野、浜生、日の出町、緑ヶ丘、柳橋、吉北、吉北元町
穎田地域包括支援センター かいた苑 電話：0948-92-4552	石丸、石丸団地1・2・3、大畑、鹿毛馬上、鹿毛馬中、上勢田東、上勢田西、北勢田、木浦岐、口原、小峠、小峠東、小峠西、桜が丘、下勢田、新立、中央団地1・2・3、中央東団地、鯉田東区、西佐與、東佐與、東勢田1・2・3、ビレッジハウス、福門、牧野、明治第一・第二、六反畑
地域包括支援センター くぬぎ苑 電話：0948-25-0001	稲荷町、片島勝守町、片島栄町、片島本町、片島若宮町、上本町、下本町、徳前第1・2・3・4、中本町、西町西、西町東、東町西、東町東、宮の下、御幸町、向町、吉原町、リバーサイド、立岩、久世ヶ浦、川島
鎮西地域包括支援センター 電話：0948-24-0033	潤野上、潤野下、潤野牟田、黒萩、建花寺、県住はなせ、新潤野、新花瀬、大日寺、花咲台、花瀬、東潤野、明星寺、明星寺団地、八木山、蓮台寺
庄内地域包括支援センター 多田の里 電話：0948-82-0410	青葉台、赤坂、赤松、あさひ台、旭町、有井、有井二区・三区、有安、入水、大門、大坪、柿田、勝島、工場団地、雇用促進住宅、庄内栄町、庄内元吉、新町一区・二区、すだれ石、関の台、高倉、多田、立、筑前製鋼、筒野、鳥羽、仁保、光ヶ丘、藤田、本村、持田、安丸、山倉、若草